

資料 6 - 2

▶ [サイトマップ](#)

[法務省ホームページ](#)

法務局 ▶ [本文](#)

[各法務局の所在地・連絡先](#) ▶

文字サイズ [標準](#) [拡大](#)

[色変更・音声読み上げ・ルビ振り](#) ▶

[法務局トップページ](#) > オンライン申請のご案内

オンライン申請のご案内

更新日：2021年10月5日

不動産、会社・法人の登記申請、登記事項証明書、印鑑証明書の請求など、法務局に関する主な手続は、インターネットを利用して行うことができます。

以下の中から、オンライン申請・請求を行いたい場面を選択してください。

また、不動産や会社・法人の登記情報、地図・図面情報をインターネットで確認したい方は、[登記情報提供サービス](#)を利用することができます。

不動産登記関係

転勤等で引っ越した

所有者の住所変更の登記をしたい方

住宅ローン等を完済した

抵当権抹消の登記をしたい方

不動産の所有者が亡くなった

相続の登記をしたい方

建物を取り壊した

建物の滅失の登記をしたい方

不動産の登記事項証明書を
取得したい方

地図証明書や図面証明書を
取得したい方

商業・法人登記関係

株式会社の設立登記を
したい方

合同会社の設立登記を
したい方

株式会社の役員変更の
登記をしたい方

株式会社の本店移転の
登記をしたい方

会社・法人の登記事項証明書を
取得したい方

会社・法人代表者の
印鑑証明書を取得したい方

法務局

- ▶ [業務のご案内](#)
- ▶ [各法務局のホームページ](#)
- ▶ [管轄のご案内](#)
- ▶ [不動産登記申請手続](#)
- ▶ [商業・法人登記申請手続](#)
- ▶ [その他の登記関係・供託手続](#)
- ▶ [遺言書保管手続](#)
- ▶ [各種証明書請求手続](#)
- ▶ **オンライン申請のご案内**
- ▶ [電子証明書取得のご案内](#)
- ▶ [人権相談について](#)
- ▶ [各法務局の入札公募情報](#)
- ▶ [ご意見・ご要望](#)

商業登記電子証明書を
取得したい方

その他

動産譲渡登記関係

動産譲渡登記の
申請をしたい方

動産譲渡登記の
証明書を取得したい方

債権譲渡登記関係

債権譲渡登記の
申請をしたい方

債権譲渡登記の
証明書を取得したい方

成年後見登記関係

成年後見登記の
申請をしたい方

成年後見登記の
証明書を取得したい方

供託関係

供託の申請をしたい方

供託物の払戻請求を
したい方

電子公証関係

電子定款など電磁的記録の
認証の囑託をしたい方

その他の電子公証を
利用したい方

オンライン申請・請求について詳しくお知りになりたい方

不動産登記

- [不動産登記の電子申請（オンライン申請）について](#)
- [オンラインによる登記事項証明書等の交付請求（不動産登記関係）について](#)
- [不動産登記嘱託の電子申請](#)
 - [L G W A N ・ 政府共通NW経由によるオンライン登記嘱託](#)
 - [インターネット経由によるオンライン登記嘱託](#)

商業・法人登記

- [商業・法人登記のオンライン申請について](#)
- [一人会社の設立登記申請は完全オンライン申請がおすすめです！](#)
- [オンラインによる印鑑の提出又は廃止の届出について](#)
- [オンラインによる登記事項証明書及び印鑑証明書の交付請求について](#)

[ページトップへ](#)

▶ [法務局ホームページのご利用に当たって](#) ▶ [プライバシーポリシー](#) ▶ [関連リンク集](#)

法務局

Copyright (C) Legal Affairs Bureau. All Rights Reserved.

[▶ サイトマップ](#)[法務省ホームページ](#)法務局 [▶ 本文△](#)[各法務局の所在地・連絡先](#) >文字サイズ [標準](#) [拡大](#)[色変更・音声読み上げ・ルビ振り](#) >[法務局トップページ](#) > [商業・法人登記申請手続](#) > 株式会社の設立登記をしたい方(オンライン申請)

株式会社の設立登記をしたい方(オンライン申請)

更新日: 2021年10月5日

株式会社の設立登記をする場合、以下の手順により、代表取締役ご本人がマイナンバーカードを使用して、オンラインで登記申請をすることができます(**ICカードリーダーが必要です**)。

ご利用に当たっては、[操作手引書\(商業・法人登記申請\)【簡易版】](#)のうち、「**1-1 商業・法人登記申請【共通編】**」、「**1-3 申請情報作成例(2)【株式会社設立登記・発起設立編】(現物出資なし)**」をご確認ください。

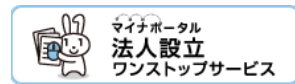
※現物出資がある場合は「**1-2 申請情報作成例(1)**」、定款認証と同時に申請する場合は「**1-4 申請情報作成例(3)**」をご覧ください。

オンライン申請では、電子証明書を用いて電子署名を行うことにより、**一部の添付書類の提出が不要**になります(例えば、就任承諾書の印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書、設立時取締役や設立時監査役の本人確認証明書(住民票の写し等)など)。

マイナンバーカードをお持ちでなく、オンライン申請を利用することができない方は、[書面申請](#)をご利用ください。

オンライン申請の手順

株式会社を設立する場合、[法人設立ワンストップサービス](#)を利用して、関連手続をワンストップで行うこともできます。



0 事前準備

※[オンライン登記申請 動画コーナー「事前準備編」](#)もご用意しています。

- (1) [申請者情報の登録\(初めての方のみ\)](#)
- (2) [申請用総合ソフトのインストール\(初めての方のみ\)](#)
- (3) 申請用総合ソフトへのログイン

※申請用総合ソフトは、申請者ID及びパスワードを入力せずに「キャンセル」ボタンをクリックすると、オフラインで起動することができます(申請データの送信、処理状況の更新等の通信を伴う操作以外は、いつでもオフラインの状態で行うことができます)。

1 申請書情報の作成

※作成方法の詳細は、[操作手引書\(商業・法人登記申請\)【簡易版】](#)の「**1-3 申請情報作成例(2)【株式会社設立登記・発起設立編】(現物出資なし)**」をご覧ください。

※現物出資がある場合は「**1-2 申請情報作成例(1)**」、定款認証と同時に申請する場合は「**1-4 申請情報作成例(3)**」を参考に作成してください。

法務局

- ▶ 業務のご案内
- ▶ 各法務局のホームページ
- ▶ 管轄のご案内
- ▶ 不動産登記申請手続
- ▶ **商業・法人登記申請手続**
- ▶ その他の登記関係・供託手続
- ▶ 遺言書保管手続
- ▶ 各種証明書請求手続
- ▶ オンライン申請のご案内
- ▶ 電子証明書取得のご案内
- ▶ 人権相談について
- ▶ 各法務局の入札公募情報
- ▶ ご意見・ご要望

2 添付書面情報への電子署名の付与

※添付書面情報の作成に当たっては、[オンライン申請に必要な添付書面情報](#)を参考にしてください。

3 添付書面情報の添付**4 申請書情報への電子署名の付与****5 申請書情報の送信****6 登録免許税の納付**

※電子納付でお困りの場合には、「[電子納付による手数料等のお支払いについて](#)」をご覧ください。ご利用可能な金融機関は、「[e-Gov電子納付](#)」からご確認ください。

7 添付書面, 印鑑届書の提出[ページトップへ](#)

▶ [法務局ホームページのご利用に当たって](#) ▶ [プライバシーポリシー](#) ▶ [関連リンク集](#)

▶ [サイトマップ](#)

[法務省ホームページ](#)

法務局

▶ [本文](#) ▶ [各法務局の所在地・連絡先](#) ▶

文字サイズ [標準](#) [拡大](#)

[色変更](#)・[音声読み上げ](#)・[ルビ振り](#) ▶

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」
特別出演 更生ペンギンの「ホゴちゃん」
特別出演 法教育マスコットキャラクター「ハウリス君」

登記申請手続等

▶ [登記申請・証明書請求などの手続はこちら](#)

法務局からの重要なお知らせ

- ▶ [令和3年4月1日から商業登記電子証明書の手数料を大幅に引き下げます【PDF】](#)
- ▶ [商業登記規則が改正され、オンライン申請がより便利になりました（令和3年2月15日から）（法務省HP）](#)
- ▶ [令和3年度の休眠整理作業について（法務省HP）](#)
- ▶ [令和2年度法務局職員選考採用試験（係長級）について](#)
- ▶ [令和元年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項について](#)
- ▶ [改元に伴う登記事務の取扱いについて](#)
- ▶ [法務省の名称等を不正に使用した架空請求により被害が発生しています（法務省HP）](#)

新型コロナウイルス感染症関連情報

- [新型コロナウイルス感染症に関連して－差別や偏見をなくしましょう－（法務省HP）](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱いの防止について－新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されました－（法務省HP）](#)
- [登記完了予定日について](#)
- [登記事項証明書・印鑑証明書の取得等について](#)
- [各手続のお問合せについて](#)
- [登記・供託に関するオンライン申請等の活用について](#)

災害対応関連情報

- [令和2年7月豪雨への対応について](#)
- [令和元年台風第19号への対応について](#)

法務局

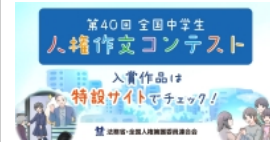
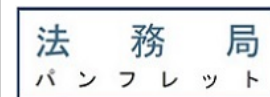
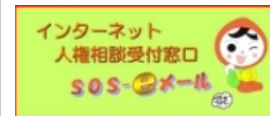
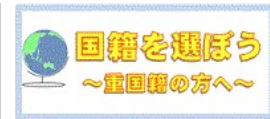
- ▶ [業務のご案内](#)
- ▶ [各法務局のホームページ](#)
- ▶ [管轄のご案内](#)
- ▶ [不動産登記申請手続](#)
- ▶ [商業・法人登記申請手続](#)
- ▶ [その他の登記関係・供託手続](#)
- ▶ [遺言書保管手続](#)
- ▶ [各種証明書請求手続](#)
- ▶ [オンライン申請のご案内](#)
- ▶ [電子証明書取得のご案内](#)
- ▶ [人権相談について](#)
- ▶ [各法務局の入札公募情報](#)
- ▶ [ご意見・ご要望](#)

- [平成30年北海道胆振東部地震への対応について](#)
- [平成30年7月豪雨への対応について](#)
- [平成28年熊本地震への対応について](#)
- [東日本大震災への対応について](#)
- [東日本大震災で被災した土地・建物を取得した場合等の調整割合について](#)

新着情報

▶ [新着情報一覧](#)

- ▶ 2022年04月01日
不動産 [相続登記の登録免許税の免税措置について](#)
- ▶ 2022年04月01日
不動産 [令和4年4月1日以降の登録免許税に関するお知らせ](#)
- ▶ 2021年09月24日
お知らせ [令和3年10月1日の速達料金の引下げについて](#)
- ▶ 2021年04月13日
不動産 [令和3年4月1日以降の登録免許税に関するお知らせ](#)
- ▶ 2020年10月26日
お知らせ [法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大について（令和2年10月26日～）](#)
- ▶ 2020年03月30日
人権 [法務局（支局を含む）において人権相談をされる方へ](#)
- ▶ 2020年03月12日
戸籍 [戸籍統一文字情報のページが新しくなりました。](#)
- ▶ 2019年10月14日
お知らせ [令和元年台風第19号への対応について](#)
- ▶ 2019年08月01日
お知らせ [令和元年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項について](#)
- ▶ 2019年07月17日
お知らせ [令和元年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果について（電子政府の総合窓口（e-Go v）へリンク](#)



▶ [法務局ホームページのご利用に当たって](#) ▶ [プライバシーポリシー](#) ▶ [関連リンク集](#)

「公証人」という機関を設けて、一定の事項を証明させる制度

法務大臣

任命 ↓ ↓ 監督

公証人

根拠法：公証人法
(明治41年法律第53号、
1909年(明治42年)8月16日施行)

- ◇ 国家公務員法上の公務員には当たらないが、法務大臣により任命され、国の公務である公証事務を取り扱う。→ **実質的意義の公務員**
- ◇ 国から給与等は受けず、政令で定められた手数料等の収入のみにより**独立採算**で事業を営む。
- ◇ **守秘義務・職務専念義務**を負う。

全国に502名
(R4.4.1現在)

公正証書の作成

契約その他の法律行為等について、**証明力の高い証書を作成する。**
* 遺言、金銭消費貸借、売買、賃貸借等

私署証書・定款の認証

私文書や会社設立時に作成する定款について、**作成名義の真正性等を証明する。**

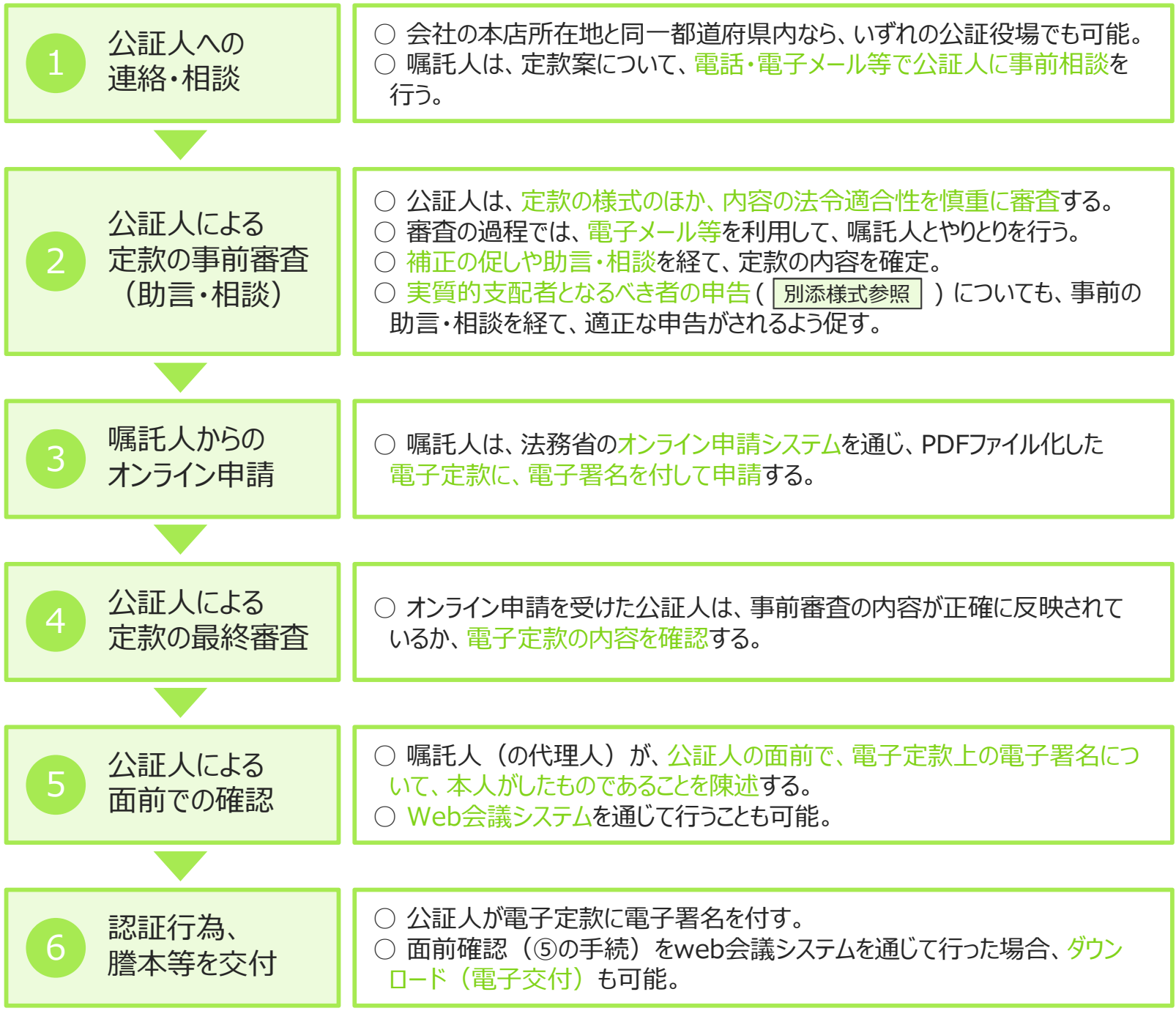
確定日付の付与

私文書の確定日付を付与し、**その日付における文書の存在を証明する。**
* 債権譲渡の対抗要件

法律の専門家として、違法・無効な内容のものでないかどうかを審査する。

国民の私的紛争の防止、私的な法律関係の明確化・安定化を図る。

電子定款の認証手続の実務のフロー



株式会社設立時に作成する定款については、公証人の認証が必要とされている（会社法30条等）。

公証人は定款認証に際して、以下を中心に審査する。

- ✓ 作成名義の真正、真意に基づくかどうか（公証人法26条、28条、31条、60条）
- ✓ 適法性・有効性（公証人法26条、60条）
- ✓ 相当の考慮をしたかどうか（公証人法施行規則13条1項）

実質的支配者となるべき者の申告書(株式会社用)

(公証役場名)

認証担当公証人

殿

(商号)

の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。

令和 年 月 日

■ 嘱託人住所

■ 嘱託人氏名(記名又は署名)

実質的支配者となるべき者の該当事由(①から④までのいずれかの左側の□内に✓印を付けてください。)(※1)

- ① 設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯刑法施行規則」という。)11条2項1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯刑法施行規則11条2項1号参照
- ③ ①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者: 犯刑法施行規則11条2項2号参照
- ④ ①、②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者: 犯刑法施行規則11条2項4号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※2、※3)

暴力団員等該当性(※4)

住居	国籍等	日本・その他 (※5) ()	性別	男・女 (※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	
住居	国籍等	日本・その他 (※5) ()	性別	男・女 (※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	
住居	国籍等	日本・その他 (※5) ()	性別	男・女 (※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当
	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生	議決権割合	% (※7)	
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※8)	

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯刑法施行規則11条3項)。

(1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

(2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②から④までの場合は、該当者全員を記載する。

※3 犯刑法施行規則11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

※4 実質的支配者となるべき者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)又は国際テロリスト(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者)のいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。なお、該当する選択肢を○で囲むことに代えて、実質的支配者となるべき者が作成したその旨の表明保証書を提出することも可能である。

※5 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を()内に記載する。

※6 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。

※7 「議決権割合」欄は、①及び②の場合のみ記載する。

※8 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する(自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)。

実質的支配者となるべき者が3名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。